

## 新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大下における 子どもと家族への支援を求める要望

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大防止に向け、対応に取り組まれている全ての皆様に敬意を表します。

昨年1月以降感染の拡大が続いている新型コロナ感染症に対して、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されています。感染収束のめどは立っておらず、更に長期化することが予想されています。

初回の緊急事態宣言では小中学校、幼稚園の休校や休園、保育所や学童保育等に関しても一律の制限がなされました。その後の宣言や措置では一律の制限は行われていませんが、一部の市区町村では地域内の感染拡大状況などから、登園の自粛や保育時間の短縮協力要請が出されています。しかし、様々な事情で子育てに支援を必要とする家庭では、子どもが学校や幼稚園、保育所や学童保育等に通うことにより、不適切な養育を回避できている事例も多く存在していることが当法人の電話相談などでもうかがわれます。そのような家庭に対して登校、登園や通所の制限や自粛を求めることは、親子関係を一層悪化させる危険性があります。支援があれば回避することのできる「不適切な養育・虐待」が少なくないのが現状です。そうした支援がなくなることによって、子どもの生活の安心・安全が保障されず、命の危険すら生じかねません。

養育能力の低下している家庭は、自ら支援を求めることをせず、登校、登園や通所を控えてしまう場合があることに十分配慮してください。やむを得ず制限や自粛を求めなければならない場合は、通所に代わる養育支援を導入することを徹底して頂きたく、次の通りお願い致します。

### 記

1. 要保護家庭・児童、要支援家庭・児童の学校、幼稚園、保育所、学童保育等への登校、登園や通所については、保護者に対して一律に制限や自粛を求めず、慎重に対応してください。
2. やむを得ず制限や自粛を求める場合は、登校、登園や通所に代わる電話やメール等による相談を行い、必要な場合は訪問支援や家庭に代わる居場所の確保などの養育支援をお願いします。
3. 一般家庭においても、長期間の休みで家庭に引きこもることにより、生活の変化で不安を感じている子どもや保護者が電話等で相談ができるよう、民間および行政も含めた相談体制を拡充し、その周知徹底をお願いします。